

記 者 発 表 資 料
平 成 2 0 年 7 月 1 4 日
南 区 サ ー ビ ス 課 保 護 担 当 課 長
富 田 和 彦
電 話 7 4 3 - 8 2 0 0
7 4 3 - 9 1 4 8

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

南区における保護決定通知書の誤送付について

1 概 要

保護決定通知書を送付する際に、同時に誤って別人の保護決定通知書を一緒に送付していたことが2件判明しました。

2 経 過

(1) 1 件目

7月14日（月）午前11時頃

誤送付を受けたBさんが11時25分ごろ配達された状態のままの封書を持参。Aさんあて封書（保護決定通知書）が、Bさんあて封書の下に重なった状態となっていた。封書は、Bさんあて封筒の口を糊で閉じた際に、糊しろからはみ出した糊にくっついた状態であった。なお、BさんはAさんあて封書の開封はしていない。係長とBさんの担当職員より謝罪した。

7月14日（月）午前11時50分頃

Aさんの担当職員がAさんに電話したうえで、同日午後にはAさん宅を訪問し経緯を説明して謝罪するとともに、通知書をお渡しした。

(2) 2 件目

7月14日（月）午後4時頃

Cさんが来所し、7月10日に届いた自分あての保護決定通知書の入った封書と重なってDさんあての封書が届いた旨話があった。なお、Cさんは、Dさんあての封書を2枚重ねたままはさみで開封した。

7月14日（月）午後4時50分頃

Dさんへ電話連絡し、午後5時40分にCさん宅へ届けられたDさんあて保護決定通知書を持って訪問し、説明と謝罪をすることとしました。

3 個人情報の内容

氏名、住所、決定内容（決定日、決定理由、月額支給金額、支払方法）

4 原 因

保護決定通知書を封入する際に糊付けした糊が乾いておらず、重ねた封筒に貼りついたまま、発送してしまったためです。

5 再発防止策

発送時には貼り付いた封筒がないかのチェックを複数の職員で行うことにより、再発防止を図ってまいります。

また、係会議や職場研修を通して、個人情報を取り扱っていることの重要性を再度徹底いたします。